

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

埼玉県

2 地域再生計画の名称

彩の国産業振興・雇用創出戦略 金融円滑化計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～18年度

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 埼玉県の地域特性

本県は700万人(全国5位)の人口を擁し、経済活動の担い手である生産年齢人口が501万人、総人口に占める割合は72%となっており、本県の大きな活力源となっている。

また、立地条件から東京都との結びつきが強く、就業者約353万人のうち104万人が東京都を中心に県外で就業しており、県外就業者がもたらす所得は約7兆9千億円と、県民所得約23兆円の34%に上っている。

県内産業の特徴を分野別に概観すると、以下のとおりである。

製造業

県内製造業には、長年にわたって培われた技術力が蓄積されているとともに、高度な技術や技能を有する多彩な人材が活躍している。業種は、化学製品、金属製品、電気製品、一般機械、食料品、出版・印刷など多様であるが、一方で、時代をリードするような産業が特定の地域に集積している状況にはない。また、中小事業所の比率が高いという特徴がある。近年、地方と比較しての相対的な地価の高さは、工場の地方への流出要因にもなっている。平成14年の製造品出荷額等は約12.7兆円で、ピーク時(平成3年)と比較してそれぞれ5兆円以上の減少となっている。

ア 事業所数 16,224事業所(平成14年)

(うち従業員300人以下 16,062事業所[99%])

イ 製造品出荷額等 12兆6,756億円(平成14年)

ウ 工場立地件数 25件(平成14年・工場立地動向調査)

エ 主な地場産業 川口(機械・鋳物)、秩父(絹織物・染色)、行田(被服)、小川(和紙)、岩槻(人形)、春日部(桐箆笥)、羽生(藍染)等

商業・サービス業

民間最終消費支出が約14兆円に達する大きな市場規模を背景として、卸売業、小売業、サービス業など生活に密着した産業は全国有数の規模となっているが、消費行動では東京に強く依存している。平成14年の卸・小売業の年間商品販売額は約15兆円で、ピーク時（平成3年）と比較して約3兆円の減少となっている。

ア 商店数	63,216店（平成14年）
イ 年間販売額	15兆248億円（平成14年）
ウ サービス業事業所	73,565事業所（平成13年）

観光

本県は、秩父地域の山岳や狭山湖などの豊かな自然、川越まつりや秩父夜祭などの各地で開催される「まつり」、さきたま古墳群や氷川神社などの史跡・社寺、盆栽村や蔵造りの町並みなどの郷土景観といった身近な観光資源には恵まれているが、宿泊型の一大観光地と言われる地域はない。このため、「日帰り型」の観光県となっており、平成14年の入込観光客10,334万人のうち、県内日帰り客が7,385万人（71.5%）となっている。

（2）産業振興・雇用創出の課題

上記の特性を踏まえ、本県において、産業を振興し、雇用を創出していくためには、社会変化への対応、経済情勢及び県内産業の実態を踏まえた対応のほか、埼玉県「強み」（豊富な人材とその活力、首都圏という立地条件、発達した交通網、多様な製造業）と「弱み」（東京への依存、臨海部のない内陸県、時代をリードする産業集積の不足、宿泊型の観光地の不足）という視点から、次の課題を解決していく必要がある。

- ・社会の変化への対応（産業の高付加価値化）
- ・成長産業分野の育成（重点的に育成して行くべき産業分野の明確化・施策展開）
情報通信関連分野、環境関連分野、医療・福祉分野など
- ・産業競争力の強化（研究開発・新製品開発の促進）
- ・企業の創造的な事業活動の活発化（創業を促進し、発展しやすい環境づくり）
- ・地域社会と密着した産業の活性化（地域密着型の産業への支援）
- ・厳しい経済情勢への対応（中小企業の経営の安定化）
- ・人材の発掘と能力の活用
- ・就業や消費活動における埼玉の自立性の向上
- ・多様な産業集積の中に蓄積された産業資源の活用
- ・首都圏という立地条件の強みの発揮と弱みの補完

このため本県では、県政全般にわたる総合計画である「彩の国5か年計画21」（平成14年2月策定）や、本県における中小企業振興施策の大綱や施策実施のための県の責務などを規定した「埼玉県中小企業振興基本条例」（平成14年12月施行）を踏まえつつ、上記の課題を解決し、産業の振興と雇用の創出のための効果的な施策展開を図るため、平成15年3月に、「彩の国産業振興・雇用創出戦略」を策定した。

「彩の国産業振興・雇用創出戦略」では、「創造力・競争力・雇用吸収力のある産業構造への転換」を基本目標とし、以下のとおり6のシナリオ（基本的考え方）に基づき、施策プロジェクトを設定したところであり、これに基づいて、県内経済を支える中小企業に対する積極的な支援や雇用対策を行ってきたところであるが、さらなる施策の充実を目指していく必要がある。

ア 産業振興・雇用創出のためのシナリオ

（ア）基本目標

創造力・競争力・雇用吸収力のある産業構造への転換

（イ）基本目標達成のための6のシナリオ

シナリオ1 経営革新を促進し、競争力のある産業を育成する

新製品・新技術開発、新たなサービスの開発、新分野への進出など、産業構造の変化に対応した企業の「経営革新」への取組を促進し、付加価値が高く競争力のある産業の形成を図る。

シナリオ2 産業資源を活用し、次々と新たな事業を生み出す

既存の産業集積の中に蓄積された「技術」・「人材」・「情報」などの産業資源を活かし、新事業の展開を目指す事業意欲の旺盛な起業家やベンチャー企業などが次々と生まれる状況をつくり、新たな雇用を創出する。

シナリオ3 社会基盤の整備を進め、時代をリードするような新たな産業の導入を図る

社会・産業基盤の整備を進めて、時代をリードするような新たな産業の誘導を図り、雇用を創出する。

シナリオ4 生活に密着した産業の振興を図る

商店街の活性化や観光の振興などにより、地域に密着した産業の育成を図る。

シナリオ5 厳しい経営環境下にある中小企業の経営の安定を図る

資金繰りの悪化や受注の減少など厳しい環境にある中小企業の経営安定を図る。

シナリオ6 雇用のミスマッチに対応するとともに、産業を支える人材を育成する
雇用のミスマッチに対応するとともに、産業を支える人材を育成する。

（3）地域再生計画の意義と取組の方向

厳しい経済状況の中で、地域経済を支える中小企業の経営の安定化を図るとともに、自立性の高い活力ある産業を育成していくためには、産業の血液とも言える金融の円滑化は極めて重要な課題である。

このため、県では県内中小企業の金融円滑化のため、制度融資の拡充に努めるとともに、中小企業金融のバックボーンとも言える信用保証制度の充実を図るため、埼玉県信用保証協会の基本財産の増強等を行ってきたところである。

本計画による取組の方向としては、資金繰りの厳しい中小企業の資金調達の円滑化を図るとともに、中小企業の経営革新、研究開発・新製品開発、起業家・ベンチャー企業の育

成、産業立地の促進など、企業の創造的、積極的な取組に対して資金調達の円滑化を図る。

ア 県制度融資による資金供給

厳しい経済状況の中で、地域経済を支える中小企業の経営の安定化を図るとともに、自立性の高い活力ある産業を育成していくため、金融機関、埼玉県信用保証協会、各商工団体、市町村などとの連携のもとに、資金調達の円滑化を図っていく。

- ・経営の安定、企業体質の改善・強化に必要な資金の調達の支援

「経営安定資金」「経営支援特別融資」「事業資金」「小規模事業資金」

- ・研究開発など創造的な取組や開業に必要な資金の調達の支援

「起業家育成資金」「事業開拓支援資金」「魅力ある産業造り資金」

- ・県内への企業立地のために必要な資金の調達の支援

「産業立地資金」

- ・企業再生に必要な資金の調達の支援

「企業再生資金」

イ 市場型間接金融の推進

中小企業の積極的な事業展開に必要な資金調達の円滑化を図るため、「市場型間接金融」のシステムを構築し、地域経済を牽引する企業を育成する。

ウ 今後の施策展開

(ア) 厳しい経営環境における中小企業の資金需要への対応

厳しい経営環境にある中小企業の経営安定を図るため、経済動向に的確に対応した金融セーフティネットの充実を図るとともに、中小企業の再生に向けた取組に対する資金の利用促進を図る。

(イ) 創業・ベンチャー企業への資金支援の充実

創業・ベンチャー企業の資金調達の一層の円滑化を図るために、分社化や第二創業など、多様な創業形態に対応した資金や、不足する信用力を補完する資金の充実を図っていく。

(ウ) 第三者連帯保証人を要しない融資の拡大

第三者連帯保証人を不要とする融資の拡大を図るため、信用リスクの評価、審査方法などについて、関係機関と検討を進めていく。

(エ) 中小企業の資金調達手段の拡大

市場型間接金融による資金供給システムの充実や更なる利用促進を図るとともに、資金調達手段の拡大について多方面から検討していく。

(4) 支援措置を活用した地域再生への取組の方向

平成15年11月末に、県内に15支店を持つ足利銀行が経営破綻し、一時国有化された。足利銀行の県内中小企業融資に占めるシェアは、信用保証協会の保証付融資(平成16年3月末現在)の実行ベースで見ると4.6%、残高ベースで3.5%となっており(下表のとおり)、中小企業向け融資全体で見ても同様のシェアを有すると考えられる。このため、同行の今後の動向によっては、県内経済への影響が心配されている。

このため、同行と取引がある県内中小企業に対し、県制度融資により、平成15年12月から平成16年3月までの4か月間で、約100億円の資金を供給したところである。

今後は県制度融資の活用に合わせて、政府系金融機関の「金融環境変化対応資金」の融資条件の緩和に向けた取組により、地域金融の一層の円滑化を促進するものである。

足利銀行の県内シェア（信用保証協会保証付融資）

	平成15年度融資実行		融 資 残 高	
	件 数	金額(百万円)	件 数	金額(百万円)
平成16年3月末	1,343	27,245(4.6%)	4,152	42,548(3.5%)

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施が県内中小企業の金融の円滑化に結びつくことにより、中小企業の経営の安定化と新事業の創出が図られ、自立性の高い活力ある産業を育成していくことができるものとする。次表の4項目の目標を実現させる。

	現 状 値	目 標 値
開業率（年平均）	3.8% （平成13年）	5.8% （平成18年）
県内に本社がある 上場企業数	73社 （平成16年3月末）	100社 （平成18年度）
有効求人倍率	埼玉0.71倍 全国0.77倍 （平成16年1月）	全国平均値以上 （平成18年平均値）
完全失業率	埼玉 5.5% 全国 5.3% （平成15年平均値）	全国平均値以下 （平成18年平均値）

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

13002 金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組、その他の関連する事業

関連プロジェクトとして「彩の国産業振興・雇用創出戦略」の次の9プロジェクトがある。

経営革新促進プロジェクト

- ・省力化、省エネ化など生産方式の工夫・改善、商品構成の見直し、販売方法の変更、情報化への対応など、付加価値向上のための基本的な取組を支援する。
- ・新製品・新技術・新サービスの開発、新分野への進出など、企業の戦略的な取組を支援し、競争力の強化を図る。

産学連携促進・知的財産活用プロジェクト

- ・企業と大学・試験研究機関（埼玉大学外県内理工系8大学、埼玉県産業技術総合センター等）との連携による共同研究の促進を図り、事業化につなげる。
- ・大学・試験研究機関の研究成果や企業保有の未利用特許の移転・流通を促進する。

起業家・ベンチャー企業育成プロジェクト

- ・新規創業を目指す起業家やベンチャー企業を事業の発展段階に応じて、資金面、経営面、技術面から支援していく。

産業クラスター形成プロジェクト

- ・本県産業の競争優位性を高めるため、重点産業分野の産業クラスターを形成する。
- ・産業クラスターの形成に向けて、産業基盤施設など県内の地域資源を有効に活用し、地域の特性を踏まえた力強い産業クラスターの形成を目指す。

企業立地促進プロジェクト

- ・地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、産業基盤の整備や立地を誘発する支援策を展開することにより、成長産業をはじめ多様な企業の県内への立地を促進する。

商店街活性化プロジェクト

- ・厳しい経営環境にある商店街に対して、商店街自らの活性化に向けた取組をソフト、ハード両面から支援していく。

観光振興プロジェクト

- ・豊かな自然や歴史・文化遺産など、本県固有の観光の魅力を再評価し、観光客と地域住民との交流が進む魅力ある観光地づくりを進める。

地場産業活性化・県産品普及プロジェクト

- ・地場産業の活性化を図るため、「やる気のある産地内のグループ、中小企業者産地組合など」の取組を支援するとともに、県産品の販路の拡大を図る。
- ・伝統的手工芸品の需要の掘り起こしや時代のニーズに合った商品の開発、後継者の育成などを促進していく。

就業促進・人材養成プロジェクト

- ・厳しい雇用情勢のもとで、就職希望者と企業の人材ニーズとのマッチングを図り就業を支援していく。
- ・女性や障害者など、誰もが働くことのできる環境づくりを進める。
- ・技術革新や情報化の進展に対応した産業を支える人材を育成する。

- 8 その他の地域再生計画の実施に関する地方公共団体が必要と認める事項
該当事項なし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 2 金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組

2 当該支援措置を受けようとする者

足利銀行の一時国有化により資金繰りに困難をきたしている埼玉県内の中小企業（現行の金融環境変化対応資金融資対象者）

当該者の特定（見込み）についての詳細は添付書類 のとおり。

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関に係る、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金の貸出基準は、金融機関との取引状況が変化している事業者の中長期的な業況回復、事業継続と返済能力の確実性を担保する条件とされている。このため、原則無担保・第三者保証人を不要とするためには、リスクに見合った上乗せ金利を付すこと等の対応が必要となる。

そこで、各政府系金融機関において実施するリスクデータの蓄積・分析に協力することにより、無担保・第三者連帯保証人を不要とする融資の拡大に取り組むものである。